

老中阿部正弘と海防

『阿部正弘事蹟』より

伊 東 富 昭

水野忠邦の反動的幕政改革は天保の改革の失敗は、中央政權としての幕府の牽引力が低下したことを象徴する事件であった。対外的には寛政以来、外国船の来航・接近が続いている。こうした中、幕府の最高責任者として難局に処していく任を負ったのが阿部正弘であった。筆者に与えられた課題は、この阿部政權の性格を解明することである(1)。本稿では阿部の顕彰的伝記である『阿部正弘事蹟』(2)から、阿部に対する評価を見ておきたい。

天保九年(3)七月、長崎来航のオランダ船が、近いうちにイギリス軍艦が江戸海に來り通商貿易を要求するであろうことを予告した。当時、寺社奉行であった阿部は、文政八年の異国船打払令に依り、「断然外船ヲ擊攘シ以テ国威ヲ全ウスベキナリ」とする攘夷論に与っていた。老中水野はこれを容れて沿岸防備の強化を命じている。しかし英船は遂に現われず、オランダの信用を落とすことになり、その報告も信じ難いということにもなる(4)。

天保一四(一八四三)年閏九月一日、二十五歳で老中就任。弘化二(一八四五)年二月の水野忠邦再失脚後、幕閣の中心となる。これに先立ち、弘化元年八月、沿岸諸藩に天保一三年以来の海防関係の事を調査させている。そして弘化二年六月二十七日、阿部は牧野忠雅と共に海岸防衛事務取扱(のち海防掛)を命ぜられた(5)。

諸外国からの通商要求は、天保期より薩摩藩支配下の琉球に対しても開始された。弘化元年、阿部は琉球貿易を不問に付すことに決した。以後も英・仏船の来航は続き、弘化三年、琉球の日清両属という特殊性を生かし、これを「日本域外ニ置キ、通交貿易ノ二事ハ琉球手限り」としようとする島津斉彬の意見を容れ、琉球の一件は

薩摩藩世嗣である斉彬に一任することとした。こうして琉球においてはフランスに限って通商貿易を開始することも止むなし、と日本開港に先駆けて琉球開港が黙許されたのである。

これを知った徳川斉昭は琉球開港にあくまでも反対するが、阿部の対応は「能ク斉昭ノ人ト為リヲ詳ニシ、且ツ其斉彬ト全ク所見ヲ異ニシ、前者ノ無責任主戦論ト後者ノ時務的平和主義トハ到底調和シ難キヲ看破セルヲ以テ、言フベクシテ行フベカラザル当時ノ所謂杜快論即チ過激論ニ対シテハ慰諭的曖昧依違ノ答ヲ為シ、意中ヲ明示セザリシモノナラン」というものであった。

弘化四年一〇月、遂にフランスは武力による強圧下、通商開始・領事駐在・商人居留を認めさせる条約に琉球官吏をして署名調印さすのに成功した。しかし薩摩藩は琉球使節をして、フランスの琉球退去を清国に哀許し、清国政府に広東駐在のフランス領事に交渉してもらい、嘉永元(一八四八)年七月、琉球来航のフランス船が同地滞留のフランス人を連れ帰るに至り、ひとまず窮地を脱することができたのであった(6)。

しかし安心も束の間、この翌年、今度はイギリス船が来航し、通商を要求している。この後も通商は一応拒否し続けるが、イギリス人の琉球滞留は続いていた。

以上、正式な条約締結こそ認められなかったが、事実上、弘化以来、琉球貿易は行われていた。一説に「琉球ノ貿易開始ハ其実内地ノ貿易ヲ開カズシテ之ヲ琉球ニ止ムルノ趣意ニ出ヅ」とも言う。しかしこの琉球貿易も、安政五(一八五八)年の斉彬の死と共にほとんど廃絶するに至った。

話を内地に戻すと、弘化二年三月、長崎奉行伊吹政義からの外国

船入港時の処遇についての具申に対し、幕府は「外国船我が国法ヲ犯ストキハ、文化中ノ指令(7)ニ依リ、断固タル処分ヲ加フベシ、漂流人送致ノ場合ニハ稟議ノ如クスベシ」と、強行方針を示している。

翌年の米使ビッドル浦賀来航に際しても、鎖国堅持、外交取扱いは長崎での旨を答えて帰している。これについては、書翰交換自体が「鎖国政策ヲ固守スル中ニ幾分力寛和ノ態度ニ遷リタルヲ觀ルニ足レリ」と言える。

こうした事態に対し、やはり外国の要求は全て拒絶することを主張する斉昭に対して、阿部は「今ヤ異船撃攘ノ令ヲ発スルモ必勝ヲ期スベカラズ、若シ然ランニハ日本ノ恥辱トナルベシ、日本ノ小船ニテハ異船ニ対シテ攻戦シ得ザルノミナラズ、第一彼ノ為ニ江戸近海ノ通路ヲ絶タレ、糧食欠乏ニ至ルベシ」と過激論は抑え、まず軍艦製造・海岸防備の強化に努めるべきことを答え、翌年三月には外国船取扱いを穩便に行う様命じている。

しかし海防体制の強化によって、幕府および海防諸藩の出費は増大する(8)。嘉永二(一八四九)年五月の打払令復活可否の諮問には「沿海警衛ノ労費ニ堪ヘザルヲ以テ打払令復旧ノ外ナキ」という認識があった(9)。だが、諮問により諸有司から明確な意見を引き出すことはできなかった。

この時期、斉昭や宇和島藩主伊達宗城などを始め、幕府内外に攘夷論が盛んとなっていた。しかし海防の現場にある者は現状の防衛設備では到底攘夷など不可能なことを認識していた。浦賀奉行浅野長祚などは、海防強化の意見が幕府に容れられないことを以って、嘉永五年閏二月辞職している。

嘉永五年八月、オランダ商館長クルチウスが東インド総督の文書を呈して、アメリカ艦隊の来航を告げ、長崎に限って貿易を許可し、領事駐在・治外法権・関税徴収などの規定を設ける様、意見した(10)。「『バタビヤ』総督ヨリノ文書ハ純然タル書翰ナリ、然ルニ『筆記』ナリトノ名義ノ下ニ『和蘭風説書』(即チ当時ノ外国新聞抄録)ノ

例ニ依リテ之ヲ受ケタルハ、此時ニ当リ幕府ノ鎖国政策モ亦大ニ緩和ニ赴キタルヲ察スベキナリ」とある。

以上の対応を「阿部首相ハ時勢ノ変遷ニ見ル所アリテ琉球貿易ヲ默許シタルニ拘ハラズ、断然開国ニ決定スルコト能ハザリシモノハ所謂『祖法』ナルモノ即チ幕府ノ憲法ニ束縛セラレテ意ノ如クナラザルガ故ニシテ、此祖法ナルモノハ当時ノ金城鉄壁ニシテ、歴代ノ大將軍及ビ閣老中有力ノ者ト雖モ猶ホ且ツ之ヲ破ルコト能ハズ、況ヤ其他ニ於テヤヤ。祖法ノ法ト時勢ノ變遷ノ如キ、決シテ調和シ得ザルモノヲ強テ両立セシメントシタル其苦心幾何ゾヤ。此際正弘ガ諸有司ニ諮問スルニ撃攘ノ可否ヲ以テシタルモノハ、真ニ撃攘ノ意アリテ然リシニハ非ズ、唯其意向ヲ探リタルニ過ギザルノミ、夫レ然リ一方ニハ所謂『祖法』ヲ固守スベシト声言シ、他方ニハ外船ニ対シテ慎重ノ態度ヲ取り、妄ニ事端ヲ生スル勿レト訓令ス、是レ有司及ビ諸藩ガ屢々方向ニ迷ヒ、無益ノ労費ヲ増シタル所以ニ非ズヤ、是レ亦実ニ当局者ガ勇断ヲ欠クノ誹ヲ受クル所以ナレトモ、時代ノ斟酌ヲ加フレバ当局者ノ為ニ聊カ恕スベキノ事情ナキニアラズ」と評している。

ペリー来航に際し、阿部は「当時外国ニ対シ戦争ヲ開クノ不可能ナル事情ヲ察」しており、諸有司衆議の末、「枉ゲテ其請ヲ許シ、早く退去セシメ、然ル後広ク言路ヲ開キ、衆議ヲ採リテ国是ヲ決シ」、再来に備えることとした。背景には勘定奉行川路聖謨が指摘する幕府財政の窮乏による開戦困難という実情があった。

「阿部正弘ハ尋常ノ人ニアラズト雖モ、外交ハ一般人士ト同ジク、生来毫モ經驗ナキ所タリ、所謂太平ノ良宰相ニシテ、非常ノ時ニ際シ快刀乱麻ヲ截ルガ如キノ処置亦之ニ望ミ得ベカラズ、米艦渡来ノ初ニ当リ、和戦ヲ決スルニ於テ稍々勇断ヲ欠クノ譏ヲ免レザルハ遺憾ナリトモ、蓋シ人ニ長短アリ、能不能アルハ免レザル所、唯此難局ニ処シ、深慮ナキ輿論ニ動サレ又之ニアリテ無謀ノ断行勇進ヲ試ミ、夫ノ腕力ヲ以テ器械力ト競争セントスルガ如キ虚勢論ニ制セラレ、国家ヲ孤注トシテ危路ヲ踏ミ、其レヲシテ回復スベカラザル禍

害ニ陥ル、コトナカラシメタルハ少クモ此人ノ功勞ナリト謂フモ決シテ過言ニアラズ、否ナ寧ロ公平ノ論ト謂フベキナリ。

阿部はペリーから受領した米国書翰の訳文を諸有司、諸大名に示し、「米船渡米ハ国家ノ一大事ナレバ、書翰ノ趣意ヲ熟覽シ、意見アラバ仮令忌諱ニ触ル、モ妨ナキヨ以テ、余蘊ナク陳言スベシ」と意見を徴した。しかし提出されたものは、要求拒絶論が多く、開国論は少なかった。「夙ニ西洋文物ノ優越ナルヲ識リ、開交通商ノ利ヲ唱ヘタリト謂ハル、島津斉彬スラ」回答を延ばし、軍備を整えて後、拒絶すべしという意見であった。相州海防担当の川越藩主松平典則も同じ意見である。これに対し、徳川斉昭は「海防愚存」で従来の極端な攘夷論に変えて半和半戦論を提出してきた。

嘉永六年十一月、方針は「和戦」と決定し、海防体制が整うまで「要求ノ諾否ハ姑ク之ヲ告ゲズ、務メテ平穩ノ手段ヲ取ルベシト雖モ、若シ彼ヨリ暴ヲ我ニ加フルコトアリ、我之ニ対スル態度ヲ誤ルコトアリテハ国辱タルヲ以テ、各々軍備ヲ怠ルコトナク、忠憤義勇ヲ蓄ヘ、萬一彼ヨリ兵端ヲ開カバ、上下挙リテ奮発忠勤シ、毫モ国辱ヲ招クコトアルベカラズ」と諸藩主に訓示している。この訓示は鎖国の趣意ではなく、「平和」即チ時宜ニ由リ開国「」ヲ以テ主旨トシ、防戦ヲ以テ変ニ処スルノ決意並ニ手段」としたものであった(11)。こうした諮問が「局外者ヲシテ政治ニ容喙セシムルノ端ヲ開キタルモノニシテ、幕府衰亡ハ実ニ此時ヲ以テ其萌芽ヲ顕シタリ」と批難する者もいるが、それは逆であって、「幕府ハ衆議ヲ求メタルガ故ニ衰亡シタルニ非ズシテ衰微シタルガ故ニ衆議ヲ求メザルヲ得ザルコトナリタル」ものであった。もはや「幕府ノ独力ヲ以テシテハ和戦共ニ決定シ難ク、仮令ヒ之ヲ決定スルモ実行シ難キハ最モ觀易キノ理勢ニアラズヤ」むしろ衆議に詢ったのは「機宜ニ適シタル処置」であった。

いよいよ安政元(一八五四)年(12)日米和親条約が締結される。最初、阿部も「寛永以来ノ憲法タリシ鎖国政策ヲ執リ、務メテ之ヲ維持セントシタルハ事実ナリ」しかしペリー来航頃より「其説一変

シ、祖法固守ノ為ニ国家ヲ危ウスベカラザルト開国貿易ノ勢止ムベカラザルトヲ悟リ」、条約調印に踏み切ったものである。「唯開国ヲ可認シテ而シテ大ニ其説ヲ唱道セザリシモノハ、国内ノ状態未ダ然カスルノ時機ニ達セザルヲ以テノ故ナリ」すなわち兵備が不十分なので開国に危機感を抱かざるを得なかったのである。

以上、「事蹟」では阿部正弘の対応を、対外問題において「快刀乱麻ヲ截ルガ如」く「勇断」を降すことが無かった点は批判しながらも、かえってそれを独断専行に走らなかつた美点として評価していると言えよう。また水戸の徳川斉昭と薩摩の島津斉彬という相対立する二者をはじめ、多くの有力諸大名を幕政に参加させる道を開いたことでも革新的であった。

しかし海防問題に直面して、依然、観念的な攘夷論に縛られている、頑迷固陋な諸大名・幕臣らと、経済的・軍事的に海防体制の維持・攘夷が困難と考えられる現実との狭間に立って苦悩する阿部の姿が描かれている。

阿部がこの難局にのぞんで採った具体的政策は、事を処するに有能な人材の登用と、大型軍艦の建造・砲台等の海防施設の整備であった。和親条約締結後、安政二(一八五五)年一〇月九日、堀田正睦が老中に再任され、翌年一〇月一七日には、「外国事務取扱」が命ぜられ、外務専任となった。阿部が外務より手を引いた理由は詳細かにしないが、松平慶永と島津斉彬との対談の中で、斉彬が阿部の言葉として引用した、「国家ヲ一身ニ譬フレバ、骨ト肉トノ差アルガ如ク、肉ハ深疵ニテモ全癒スルコトアレトモ、骨ヲ碎キテハ回復ノ道ナシ」という論調から察すれば、外務は堀田に任せ、自らは攘夷にせよ、開国にせよ、まず内政の充実をはかるべきと考えたのであろう。

しかし我々が研究会でみてきた、海防体制により生じた領民の軍事動員などから来る諸矛盾に対する解決策が、どうであったかは、それが果たして認識されていたか否かすら論及されていない。勿論、史料の制約もあるわけではあるが、やはりこうした海防現場・地域

への視点の有無が問われてこそ、阿部正弘なり阿部政権なりの真の評価となるのではなからうか。

(1) 一九九〇年京浜歴史科学研究会総会シンポジウム「相州海防をめぐる」において「老中阿部正弘と海防」と題して報告した。報告内容の一部は既に『京浜歴史科研会報』第七二・七三号に発表済。

(2) 渡辺修二郎著、日本史協協会編、続日本史協協会叢書、東京大学出版会、一九七八年覆刻。以下の引用は断りなき限り本書による。

(3) 『阿部正弘事蹟』（以後『事蹟』と略す）では天保九年と記されているが、阿部が寺社奉行となるのは天保十一年である。

この一件は天保一三年のことと思われるが、対立意見の漂流護送を謝し、通交貿易は謝絶することを主張した大目付跡部良弼の任期が天保一〇〜一二年なので、事実確認の必要がある。

(4) ペリー来航予告の扱ひも、半信半疑であったため、情報が海防現場である浦賀の与力・同心にすら伝えられず、彼らが上層部に対して不満を募らせた様子が知られる。『会報』第八七号、拙稿「海防最前線、浦賀番所与力の意識」参照。

(5) 『通航一覽統轄』には弘化二年七月とあるが、『阿部家伝拾遺』『仰高芳蹟』に依ったとある。しかし本書「年譜」には、

「(弘化元年)七月二十二日、勝手掛ヲ命ゼラル。此月、新ニ海岸防御掛(海防掛)ヲ置キ、正弘以下数名之ヲ命ゼラル」と

「(弘化二年)六月二十七日、海岸用向取扱ヲ命ゼラル」が併記されており、検討の必要がある。守屋嘉美「阿部政権論」(講座日本近世史7『開国』所収)は、六月説を採り、「同年八月、若年寄、勘定奉行、大小目付からも海防掛が選任された」と続く。

(6) 『事蹟』ではこの理由を徳川斉昭の言葉を借りて、「徒ニ小国琉球ト開戦スルヨリモ、先ヅ清国ヲ奪取セバ、琉球ハ則チ勞セスシテ彼ノ手ニ落ツベキヲ以テ平穩ニ退去シタルナラン」と説明する。いずれにせよ琉仏条約は白紙に戻り、正規の琉球開

港は避けられたと言える。

(7) 特定はし兼ねるが、レザノフ来航後の文化二(一八〇五)年正月の令では、ロシア船の取扱いを万一来航の際には「能々申諭、なるたけ穩に帰帆いた」させ、漂流の場合は薪水食糧の供与も認めるが、「何程相願候ても決して上陸は不為致、帰帆迄は番船附置、見物等をも相禁じ」、「及異議候はば、時宜に応じ、不及伺打払」つてもよいとある(内藤耻叟『徳川十五代史』五、二五九四頁、新人物往来社)。

(8) 川越藩の例としては、奥田晴樹「海防の社会的費用」(『会報』第六五・六六号、一九八九年)参照。

(9) 上白石実「弘化・嘉永年間の対外問題と阿部正弘政権」(『地方史研究』二三一号、一九九一年六月)では、この財政問題を根拠に「阿部正弘自身は打払令復活を意図していたといえる」と結論付けている。しかし自身も指摘している様に「打払令を復活させるべきではあるが、復活したときの事態が計り兼ねる」という認識を持ちながら、なおかつ打払令復活が意図できたであろうか。打払令復活が財政的負担の軽減となるという理論も復活後の事態がどうなるか分からない状態では首肯できるものではない。かえって対外戦争の勃発にでもなれば、一層の出費はもろろん、国家存亡の危機ともなり兼ねない。それでも阿部が打払令復活をこの時期においても企図したとすれば、たとえは悪いが、人間誰しも一度は清水の舞台から飛び降りる覚悟で事にのぞまねばならぬ時がある、との決意で真珠湾攻撃にゴーサインを出した東条英機と同じことになるではないか。もし仮に阿部がそうした人物であったとするなら、彼の在職中に見られる苦悩は全く説明が付かないこととなる。

(10) ペリー来航予告情報の伝達経緯と幕府の対応については、岩下哲典「ペリー来航予告情報の伝達と幕府の対応」(青山学院大学史学会『史友』第二一号、一九八九年)に詳しい。新史料だという「和蘭襍録」の分析から、受取りは拒否されるであろう

う東インド総督公文書を新館長クルチウスが別段風説書にわざと混入させて提出したと推測し、また阿部も情報を得るために従来の書翰は未開封のまま返還する方針を捨て、返事が必要としない「筆記」として受取ることとした、などが指摘されている。尚、別段風説書は、東京大学附属図書館蔵『洋説彙集』所収のものと神奈川県立博物館蔵阿部家資料の正弘本人手写「司天台訳」本が、オランダ国立中央図書館所蔵文書から撮影されたマイクロフィルムによる原文と共に、金井圓「嘉永五年の和蘭別段風説書について」（日蘭学会『日蘭学会会誌』第二六号、一九八九年三月）により紹介されている。

(11) 前掲上白石論文では、この時の諮問結果について「阿部正弘の予想に反して衆議の賛同を得られず、結局打払令を復活することができずに終わってしまったのである」と、阿部が打払令復活が賛成されることを予想していた、との前提で論が進められている。しかし回答は、とりあえず避戦論ではあるが、最終的には攘夷論というものが多く、開国論は少なかった。その気があれば、打払令復活を断行できないわけではなかったと言える。従って阿部の苦悩は「予想に反して」と言うならば、むしろ海防体制などの現状認識から、開国論とまで行かなくとも、もっと積極的な攘夷反対論が出されて然るべき、という予想が裏切られ、依然として保守的な攘夷論に縛られている者が多い、ということであつたであろう。

(12) 改元は一月なので、正しくは嘉永七年三月三日。

(一九九一年九月三〇日稿了)

